

令和7年度 福岡県複数名訪問費用（診療報酬分）補助金

事業の目的

利用者等からの暴力行為等に対応するため、複数名の訪問者による訪問看護等※が必要な場合において、利用者等の同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為のため、診療報酬の加算が適用できない場合に、診療報酬の加算相当額の一部を補助することにより、訪問者の安全確保及び訪問看護等の継続的で円滑な提供体制の構築を図ることを目的とする。

交付対象

- ◆令和7年4月1日～令和8年3月31日までに実施する以下の事業
訪問看護等を行う福岡県内所在の事業所を運営する者が、利用者等による暴力行為等から訪問者の安全を確保するため、複数名の訪問者による訪問看護等を行う事業
- ◆サービスの種類 公的医療保険を利用する訪問看護、精神訪問看護又は訪問歯科衛生指導
- ◆申請受付期間 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月10日

要件等

- (1) 利用者等による暴力行為等から訪問者等の安全を確保するため、複数名の訪問者による訪問看護等が必要であること。
- (2) 複数名の訪問者による訪問看護等を行うことに対し、利用者等からの同意を得ることが困難、又は家族など利用者以外からの暴力行為があり、診療報酬の加算等が適用できないこと。
- (3) 福岡県が実施する在宅医療・介護事業所等の管理者及び従事者向けの暴力・ハラスメント研修を受講していること。
- (4) 利用者等からの暴力・ハラスメントに対する基本方針等を策定し、職員へ周知していること。

補助対象経費

- (1) 複数名訪問看護

補助金の申請には、受講修了証の受領が必要となります。詳細は裏面をご確認ください。

1 同行する職種	2 補助基準額		3 補助率	4 回数制限 ※被保険者 1人当たり
保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	同一建物内1人又は2人	4,500円/回	2分の1	週1回まで
	同一建物内3人以上	4,000円/回		
准看護師	同一建物内1人又は2人	3,800円/回		週3回まで
	同一建物内3人以上	3,400円/回		
看護補助者	同一建物内1人又は2人	3,000円/回		
	同一建物内3人以上	2,700円/回		

※ 複数名の訪問者の1人以上は看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）であること。

(2) 複数名精神科訪問看護

1 同行する職種	2 補助基準額				3 補助率	4 回数制限 ※被保険者 1人当たり
看護師、保健師、作業療法士	同一建物内 1人又は2人	1日1回 4,500円	1日2回 9,000円	1日3回以上 14,500円	2分の1	原則 週3日まで
	同一建物内 3人以上	1日1回 4,000円	1日2回 8,100円	1日3回以上 13,000円		
准看護師	同一建物内 1人又は2人	1日1回 3,800円	1日2回 7,600円	1日3回以上 12,400円		
	同一建物内 3人以上	1日1回 3,400円	1日2回 6,800円	1日3回以上 11,200円		
看護補助者、精神 保健福祉士	同一建物内 1人又は2人	3,000円／回				週1日まで
	同一建物内 3人以上	2,700円／回				

- ※ 複数名の訪問者の1人以上は保健師又は看護師であること。
※ 精神科訪問看護指示書に基づく複数名訪問であること。
※ 30分/回以上の訪問であること。

(3) 複数名訪問歯科衛生指導

1 同行する職種	2 補助基準額	3 補助率	4 回数制限 ※被保険者 1人当たり
歯科衛生士、保健師、看護師、准看護師	1,500円/回	2分の1	原則 月4回まで

- ※ 20分/回以上の訪問であること。
※ 歯科訪問診療料を算定する日は補助対象外。

事務手続きのイメージ

詳細は「令和7年度福岡県複数名訪問費用(診療報酬分)補助事業実施要領」を御確認ください。

手続きの流れ	補助金申請	意見照会	意見回答	交付決定
対応者	事業者	県	保健所	県
実施事項 必要書類 など	- 交付申請様式一式(様式1~1-5) - 複数名訪問の必要性について協議した書類 - 精神科訪問看護指示書の写し(複数名精神科訪問看護のみ) - 研修の受講修了証の写し(県のハラスメント対策研修)★ - 支払先口座確認ができる書類 - 債権者登録申出書(これまで県への口座登録がない場合のみ) - 利用者等からの暴力ハラスメントに対する基本方針の写し	- 福岡県から保健所に対して複数名訪問補助についての情報提供・意見照会 - 保健所等から福岡県に対して意見回答	交付決定通知書(様式2)を事業者へ通知 ※ 申請から1か月後を目途に交付決定	
	補助金の交付決定の時期に関わらず交付申請を行った日以降の複数名の訪問が補助の対象となりますが、審査の結果によっては、不採択となる場合がありますので、御留意ください。			

手続きの流れ	実績報告	補助金の確定	補助金交付	
対応者	事業者	県		
実施事項 必要書類 など	- 実績報告書(様式5) - 経費所要額精算書(様式5-2) - 事業実績書(様式5-3) - 事業実績内訳書(様式5-4) - 複数名訪問を実施したことが分かる資料 - その他添付資料(診療報酬明細書等)	- 額の確定通知を事業者へ送付 - 指定口座へ補助金を振込 ※ 実績報告から1か月半後を目途に交付		★福岡県が実施する研修の動画はオンデマンド配信中です。配信動画を活用し、管理者の方と従事者の方が一緒に受講していただくことで、修了証発行の要件を満たすことができます。研修の詳細は県ホームページをご確認ください。
利用者ごとに原則3か月間を補助対象としておりますが、年度を跨ぐ場合は、交付申請を2回提出いただく必要がございます。				

